Ⅱ **行財政運営** ^{*地方分権社会に対応した持続可能な行財政基盤の確立と効果的な都市 経営*をめざします*}

本市では、市民サービスの向上を図るため、限られた資源*を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を上げられるよう行財政プランや財政力の向上プランを策定し、効率的・弾力的な運営を行ってきました。しかし、本市を取り巻く財政的環境は依然として厳しい状況にあり、経費の抑制努力を上回る市税収入等の減少や債務残高、扶助費等の増加が続き、財政の硬直化が進んでいます。

単なる経費の節減だけではなく、従来の行財政の制度や仕組みの改革を行う中で、効率的で持続可能な財政基盤を構築していくことが必要になっています。

このような中にあって、地方分権は着実に進められ、事務や権限の移譲から税財源の移譲へと移行し、地方が決定すべきことは、地方が自ら決定するという地方自治本来の姿に向かって改革が進んでいます。

権限や裁量の拡大は、「自己責任」へと結びつきます。

行政と市民の役割分担や受益と負担の明確化、従来型の「あれもこれも」から「あれかこれか」といった選択と集中を基本に、真に市民に必要な行政サービスを市民・行政自らの責任で自主的に選択する行政運営の制度や仕組みの確立が求められています。

自主・自立を基調とする新たな行政運営の制度や仕組みの構築にあたっては、公共性の認識と市民との協働が必要なため、行政運営の公平性と透明性の向上に努め、積極的な情報公開と十分な説明責任を果たす中で、市民参画を基本として取り組むことが必要です。



1 成果志向の行政経営への転換

- (1)従来からの行政運営システムの構造改革を行い、民間の経営手法の良い部分を取り 入れた新たな行政手法を導入して、成果志向に基づいた行政経営への転換を図りま す。
- (2)Plan-Do-Check-Actionのマネジメントサイクル*を確立し、成果志向に基づく目標管理による戦略的な行政経営を進めます。
- (3)行政評価や人事評価など、さまざまな経営手法を活用するとともに政策・財政・行政改革などの各計画の一体的推進を図り、行政目標の達成をめざします。
- 2 行政の効率化と財政の健全性の確保
- (1)政策形成過程において、市民ニーズを的確に把握し、政策・施策目標の優先順位付けと目標達成のための手段の最適化を図ります。
- (2)業務のIT化を進めるとともに、それに対応した組織体制の整備を行い、電子自治体* の構築をめざします。
- (3)業務プロセスの見直しと業務に応じた職員数の適正化を図るとともに、職員の意識改革と資質の向上を進めます。
- (4)経費の抑制に努めるとともに、新たな手法の検討も含め収入の確保を図り、限られた財源を効果的に使うため、計画的な運用を図りながら財政力の向上に努めます。
- (5)サービスの提供にあたっては民間活力の導入と協働による推進を図ります。
- 3 政策立案機能の強化

地域に密着し市民ニーズに沿った質の高い政策を展開していくため、市民参画も含め

都市経営:市民・事業者・NPO 等と共にまちづくりの理念や目的を共有しながら、新たな視点で地域経営を行っていくこと。

資源:鎌倉市が築いてきた歴史的、文化的、自然的な人をも含む有形・無形の資源の総体。

Plan-Do-Check-Action のマネジメントサイクル:マネジメント活動の Plan(立案・計画)、Do(実施)、Check(検証・評価)、Action(改善・見直し)のプロセス。行政政策などの事業評価にあたって計画から見直しまでを一貫して行い、さらにそれを次の計画・事業にいかす考え方。

電子自治体:地方自治体における申請などの手続きを、インターネット上で可能にするシステム。また、そのシステムを採用する地方自治体。電子化された地方 自治体。 た調査研究機能の強化により、職員の政策立案能力の向上と地域潜在力の活用を図ります。

- 4 市行政内部の連携
 - 計画の推進にあたっては、各分野の整合を図りながら横断的な取り組みを進めます。
- 5 地方分権の推進
- (1)個性豊かで活力ある地域社会の実現をめざすため、福祉、教育、まちづくりなどで市民や地域の視点に立った、自立性のある総合的で質の高い行政サービスを推進します。
- (2)地方分権の基本理念に則り、市民と地域の視点での政策形成の創意工夫を発揮し、課題解決のできる組織体制の整備を行います。
- (3)行うべき業務の役割分担について、行政・市民・事業者・NPO等などの担い手を明らかにします。
- 6 広域行政の推進・関係諸機関との連携
- (1)交通問題・環境問題・市街地整備・施設利用など、さまざまな分野の共通課題において、神奈川県や周辺自治体、関係諸機関などとの連携や協力を推進します。
- (2)地震などの災害対策をはじめとして救急医療対策など、非常時・緊急時の広域での協力体制整備に努めます。
- (3)世界遺産登録推進にあたり、古都鎌倉の歴史的遺産*が行政区域を越えて存在するため、近隣市との連携を図ります。

	■第2期基本計画の進行管理(O-II-1-①) ■次期基本計画の策定(O-II-1-②)
実施計画	■行政評価の推進(O-II-2-①)
	■コンビニ公金収納の実施(O - II - 2 - ②)
	■鎌倉市民事業評価(鎌倉市版事業仕分け)の推進(O – II – 2 – ③)
	■選挙事務の合理化(O - II - 2 - ④)
	■シティープロモーションの推進(0 - Ⅱ - 2 - ⑤)
	■市民参画型政策研究機関の運営(O-II-3-①) ■公共施設の配置計画の策定(O-II-4-①)
	■公共他設の配直計画の東定(O-II-4-(I)) ■公共建築物の維持保全システムの運用(O-II-4-(2))
	■公共建築物の補持株主システムの連用(0-1-4-②) ■公共建築物の耐震化(0-II-4-③)
	■
	■都市連携の推進(0 II -6-1))
個別計画	■鎌倉行政経営戦略プラン
	■鎌倉市財政計画
事務事業評価	■企画総合計画事業(経企-01、政創-01)
	■行財政改革推進事業(経企-02、経企-06)
	■事務管理事務(経企-05)
	■秘書·式典事務(経企-07)
	■文書管理事務(総務-03)
	■法制事務(総務-04)
	■公平委員会事務(総務-05)
	■統計調査事務(総務-06)
	■各種統計調査事業(総務-07)
	■財政事務(総務-08)
	■給与管理事務(総務-09)
	■人事管理事務(総務-10)
	■職員研修事務(総務-11)
	■職員厚生事務(総務-12)
	■財産管理事務(総務-13)
	■庁舎管理事務(総務-14、総務-18)
	■車両管理事務(総務-15)
	■契約事務(総務-16)
	■検査事務(総務-17)
	■税務一般事務(総務-19)
	■徴収事務(総務-20)
	■市民税賦課事務(総務-21)
	■軽自動車税賦課事務(総務-22)
	■固定資産税賦課事務(総務-23)
	■戸籍・住基一般事務(市民-24)
	■市境界整備事業(市民-27)
	■会計事務(会計-01)
関連リンク	■平成 18 年版地方財政白書(総務省)
\ \	■今後の行政改革の方針(総務省)